

令和8年度 藤枝市商業エリア賑わい創出事業 募集要領

市民活動団体等 用

【募集期限】令和8年5月15日（金）まで

**※募集期限終了後は随時募集
（予算がなくなり次第終了となります）**

藤枝市では、市民活動団体等が実施する商業エリアで誘客促進を図り、商業エリアの魅力を引き出し、賑わいを創出する事業に対し、「藤枝市商業エリア賑わい創出事業費補助金」により支援します。

【お問合せ先】

藤枝市 産業振興部 商業振興課

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：054-643-5250（直通）

FAX：054-631-9082

●こんな事業が考えられます！

▽商業エリア独自の「オリジナル逸品」の作成や販売事業

▽商業エリア独自の紹介マップの作成

▽地域住民や各種団体参加型の商店街等の団体が前面に出たイベントの展開

▽商業エリアのコミュニティ紙の作成

▽空き店舗を活用した交流スペースによる継続的なイベント実施

▽空き店舗を利用した地域住民向けの店主による各種講座開催

▽空き店舗を利用したコミュニティカフェの開設

▽商業エリアと中山間地とのネットワークによる産直フリーマーケットの実施

▽学生や市民活動団体等との連携による来街者をサポートする街のイメージアップ隊

▽商業エリアの店舗が参加するスタンプラリーの実施

▽商業エリアが品物を揃えて様々な施設に出向く出張販売

▽地域の高齢者などを集めて実施する商業エリア買い物ツアーの開催

▽商業エリアを舞台とした市民活動団体等によるアート、文化イベントの実施

など

●補助対象となる団体及び個人

- ① 藤枝市内の複数店舗の団体
- ② 市民活動団体（特定非営利活動法人含む）
- ③ 民間事業者

●補助金額

上限20万円以内

●補助率

補助対象経費の2分の1以内

※補助対象経費については、3ページをご参照ください

●補助対象となる事業（以下のいずれにも当てはまる事業とします）

<input type="checkbox"/> 誘客促進を図る取組により商業エリアの魅力を引き出し、賑わいを創出する事業であること
<input type="checkbox"/> 政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者も含む）、政党を推薦・支持・反対する活動、又は暴力団・暴力団員の統制下にある活動をしない事業であること
<input type="checkbox"/> 申請した年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に実施し、完了する事業であること

※原則として、藤枝市の他の補助金を活用する事業は対象になりません

●補助対象となる期間

令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの期間に実施し、完了する事業が対象となります。

ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象になりません。

●補助対象となる経費

事業を実施するために必要とする経費として、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、役務費、備品費、謝金、会場使用料、借料・損料、委託費、景品購入費を対象とします。対象経費は、領収書等で事業の実施団体が支払ったことを確認できる必要があります。

対象経費区分	補助対象となる経費の例
広告宣伝費	チラシ等の折込みや雑誌広告などの広告費用 等
印刷製本費	ポスターやチラシ等の作成費用や外部業者への印刷代 等
消耗品費	用紙代、事務用品の費用 等 (景品や記念品等に係る経費は景品購入費で対応)
通信運搬費	荷物運搬費や電話、インターネット料金、切手・はがき代 等
役務費	アルバイト代や警備員配置に係る経費 等
備品費	事業実施に必要不可欠な備品で、管理責任を明確にしたもの。原則としてリースで対応することとし、リースよりも購入する方が費用対効果等の観点から有利であると認められ、補助対象の事業終了後も確実な利用見込みを有するものに限り、購入を補助対象とすることができる
謝金	外部講師等の個人やイベント出演者などに対して支払われる金銭 等
会場使用料	空き店舗や集会場等を一時的に借りる場合の使用料
借料・損料	物品・器具等を借り上げる費用、新規に通年で活用する空き店舗の賃料として支払われる家賃費用
委託費	委託として支払われる費用で、事業の遂行に係る事務、企画、運営等事業の中心となる部分を委託する費用でないこと
景品購入費	事業実施に際して参加者等に提供するために必要な景品で、 <u>藤枝セクション等の市内産品を購入した場合に限り、購入を補助対象とすることができる</u>

●応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、募集期限内に下記の提出先に直接提出してください。

※原則として、同じ団体が複数の事業で応募することはできません

【提出書類】

- (1) 事業申込書（様式募－1）
- (2) 団体等の会員名簿または役員名簿
- (3) 団体等の定款、規約等

●募集期限

令和8年5月15日(金)まで

※募集期限終了後は随時募集（予算がなくなり次第終了）

●提出先

藤枝市役所 南館2階 商業振興課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

※上記の時間内での提出が難しい場合は、事前にご相談ください

メールでの提出も可能です（メール：sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp）

●補助対象事業と補助金額の決定

対象事業及び補助金額については、審査した上で決定されます。

※補助金額は予算の都合で、要望額から減額される場合があります。ご了承ください

●採択結果の通知

事業開始前に補助金交付申請書等をご提出いただいた後、

結果は、応募団体に補助金交付決定通知（第6号様式）でお知らせします。

●事業終了後の手続

藤枝市商業エリア賑わい創出事業費補助金交付要綱に基づき、事業終了後10日以内に事業の内容・成果等が分かる実績報告書と収支決算書（領収書等の写しを添付）の提出をお願いします。

*事業終了後の精算について

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。概算払いを受けている場合で、補助金の確定金額が交付決定の金額より少ないときは、その差額を速やかに返還していただく必要がありますので、ご了承ください。

提出書類の書き方など、ご不明な点がある場合には
お早めに商業振興課までご相談ください。